放 棄 L た 私 債 権 \mathcal{O} 報 告 に 0 1 7

戸 Ш 区 0) 私 債 権 0) 管 理 に 関 す る 条 例 亚 成 + 八 年 三

平 成 + 年 六 月 日

L

た

 \mathcal{O}

で

同

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

報

告

す

る

号

第

+

兀

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

X

 \mathcal{O}

私

債

権

に

0

V

て

別

紙

調

書

 \mathcal{O}

کے

お

ŋ

放 棄 月

江

戸

Ш

区

条

例

第

+

三

江

戸 Щ 区 長 多 田 正

江

見

私債権放棄調書 (総括表)

債権の名称(担当部課)	債権の額	債権の件数
契約解除に伴う違約金 (総務部用地経理課)	12, 523, 700 円	1 件
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	14, 486, 284 円	187 件
江戸川区自立資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	902, 510 円	4 件
江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金 (生活振興部産業振興課)	51, 884, 265 円	22 件
江戸川区景気対策特別資金融資 (生活振興部産業振興課)	5, 563, 325 円	2 件
江戸川区療養出産資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	386,000 円	1 件
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部すこやか熟年課)	926, 591 円	1 件
江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付金 (土木部庶務課)	581,220 円	1 件
合 計	87, 253, 895 円	219 件

私債権放棄調書

債権の名称 契約解除に伴う違約金 担 当 部 課 総務部用地経理課

番号		放棄決定日	放棄した事由等				
留万	貝催り領	以果 伏足口	債権発生日	事由			備考
1	12,523,700 円	平成22年3月17日	平成20年7月28日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成20年11月28日	債務者	江戸川区内株式会社
小計	12,523,700 円						

番号	債権の額	放棄決定日	放棄した事由等			110. 0
留万	1月催り領	<u> </u>	債権発生日	事由		備考
1	6,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月8日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月7日	連帯保証人 江戸川区民
2	8,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月15日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年11月12日	連帯保証人 江戸川区民
3	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月17日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月26日 平成21年5月26日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
4	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月18日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年11月12日	連帯保証人 江戸川区民
5	6,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月21日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月2日	連帯保証人 江戸川区民
6	3,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月22日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
7	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年4月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
8	3,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月7日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
9	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月8日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日 平成21年4月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
10	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月12日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月21日	連帯保証人 江戸川区民
11	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月13日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月2日	連帯保証人 江戸川区民
12	8,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月16日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月2日	連帯保証人 江戸川区民
13	6,100 円	平成22年4月2日	昭和44年5月27日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月2日 平成21年9月2日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
14	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年6月13日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月3日	連帯保証人 江戸川区民
15	4,100 円	平成22年4月2日	昭和44年6月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
16	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年6月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
17	6,100 円	平成22年4月2日	昭和44年6月25日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月3日 平成21年9月3日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
18	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年6月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
19	8,100 円	平成22年4月2日	昭和44年7月15日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	債務者 江戸川区民
20	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年7月16日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民

担ヨ	部 珠 生活振	(興部)地域振興課				No. 4
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した [‡] 事由	事由等	備考
21	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年8月5日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	債務者 江戸川区民
22	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月2日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
23	8,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
24	8,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月5日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成17年4月13日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
25	7,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月8日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
26	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月24日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月22日	連帯保証人 江戸川区民
27	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年9月29日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
28	6,100 円	平成22年4月2日	昭和44年10月6日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
29	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年10月17日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年11月13日	連帯保証人 江戸川区民
30	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年11月17日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	債務者 江戸川区民
31	10,100 円	平成22年4月2日	昭和44年12月25日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
32	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年1月9日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
33	8,100 円	平成22年4月2日	昭和45年1月13日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月26日 平成21年5月26日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
34	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年1月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年10月15日	連帯保証人 江戸川区民
35	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年1月31日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年11月12日	連帯保証人 江戸川区民
36	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年3月25日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
37	8,100 円	平成22年4月2日	昭和45年3月30日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日 平成21年9月7日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
38	4,100 円	平成22年4月2日	昭和45年6月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月7日	連帯保証人 江戸川区民
39	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年6月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月26日	連帯保証人 江戸川区民
40	10,100 円	平成22年4月2日	昭和45年8月17日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	昭和55年8月17日 昭和55年8月17日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民

١T	
V۸	റ

15 =	市 珠 生佔加	《興部地域派興硃				G .OVI
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日		事由等	備考
41	10,300 円	平成22年4月2日	昭和47年8月17日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月16日	債務者 江戸川区民
42	10,300 円	平成22年4月2日	昭和48年3月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月26日	債務者 江戸川区民
43	24,900 円	平成22年4月2日	昭和48年6月19日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年1月7日	債務者 江戸川区民
44	10,300 円	平成22年4月2日	昭和49年1月11日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月15日	連帯保証人 江戸川区民
45	10,500 円	平成22年4月2日	昭和49年3月28日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月27日	連帯保証人 江戸川区民
46	31,800 円	平成22年4月2日	昭和49年10月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月13日	連帯保証人 江戸川区民
47	21,200 円	平成22年4月2日	昭和50年1月21日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
48	53,000 円	平成22年4月2日	昭和50年1月21日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日	連帯保証人 江戸川区民
49	53,000 円	平成22年4月2日	昭和50年1月29日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月13日	連帯保証人 江戸川区民
50	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年2月13日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
51	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年2月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日	連帯保証人 江戸川区民
52	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年3月3日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
53	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年3月11日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月1日	連帯保証人 江戸川区民
54	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年3月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月22日	連帯保証人 江戸川区民
55	31,800 円	平成22年4月2日	昭和50年3月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日	連帯保証人 江戸川区民
56	50,500 円	平成22年4月2日	昭和50年4月9日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
57	42,800 円	平成22年4月2日	昭和50年4月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月30日	連帯保証人 江戸川区民
58	53,000 円	平成22年4月2日	昭和50年4月25日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月2日	連帯保証人 江戸川区民
59	53,200 円	平成22年4月2日	昭和50年5月1日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月30日	連帯保証人 江戸川区民
60	71,800 円	平成22年4月2日	昭和50年5月8日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月30日	連帯保証人 江戸川区民

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

報告第8号

担当	部 課 生活振	與部地域振興課				No. 6
番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事由等		
笛勺	貝惟り領	以来 人足口	債権発生日	事由		備考
61	106,200 円	平成22年4月2日	昭和50年5月21日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
62	12,000 円	平成22年4月2日	昭和50年6月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月30日	債務者 江戸川区民
63	53,100 円	平成22年4月2日	昭和50年6月16日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月30日	債務者 江戸川区民
64	43,600 円	平成22年4月2日	昭和50年8月19日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
65	12,000 円	平成22年4月2日	昭和50年8月29日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月11日 平成21年5月11日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
66	32,100 円	平成22年4月2日	昭和50年9月4日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日 平成21年4月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
67	45,300 円	平成22年4月2日	昭和50年12月16日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成16年11月28日	連帯保証人 江戸川区民
68	45,300 円	平成22年4月2日	昭和51年1月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月7日	連帯保証人 江戸川区民
69	86,100 円	平成22年4月2日	昭和51年1月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
70	34,700 円	平成22年4月2日	昭和51年4月30日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日 平成21年4月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
71	80,600 円	平成22年4月2日	昭和51年5月28日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
72	53,100 円	平成22年4月2日	昭和51年6月15日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
73	43,000 円	平成22年4月2日	昭和51年6月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
74	53,000 円	平成22年4月2日	昭和51年11月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日	連帯保証人 江戸川区民
75	17,100 円	平成22年4月2日	昭和52年1月24日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月28日	連帯保証人 江戸川区民
76	53,100 円	平成22年4月2日	昭和52年5月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月8日	連帯保証人 江戸川区民
77	53,100 円	平成22年4月2日	昭和52年5月13日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	債務者 江戸川区民
78	33,100 円	平成22年4月2日	昭和52年5月18日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月21日	連帯保証人 江戸川区民
79	30,000 円	平成22年4月2日	昭和52年6月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成12年6月28日	債務者 江戸川区民
80	53,100 円	平成22年4月2日	昭和52年8月1日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月15日	連帯保証人 江戸川区民

N.T.	$\overline{}$
NΩ	-/-

15 =	中			放棄した。	 由	110. 7
番号	債権の額	放棄決定日		が来した。 事由	尹山守	備考
81	98,800 円	平成22年4月2日	昭和52年9月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年4月27日	連帯保証人 江戸川区民
82	47,800 円	平成22年4月2日	昭和53年6月6日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月28日 平成21年7月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
83	23,100 円	平成22年4月2日	昭和53年9月9日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年8月7日	連帯保証人 江戸川区民
84	85,000 円	平成22年4月2日	昭和53年9月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成2年5月31日	連帯保証人 江戸川区民
85	33,000 円	平成22年4月2日	昭和53年10月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年8月7日	債務者 江戸川区民
86	53,100 円	平成22年4月2日	昭和53年11月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年7月28日	連帯保証人 江戸川区民
87	27,300 円	平成22年4月2日	昭和54年2月15日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成20年8月5日	債務者 江戸川区民
88	101,200 円	平成22年4月2日	昭和54年4月6日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月11日	連帯保証人 江戸川区民
89	106,100 円	平成22年4月2日	昭和54年4月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月1日	連帯保証人 江戸川区民
90	106,300 円	平成22年4月2日	昭和54年6月2日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月18日	連帯保証人 豊島区民
91	90,900 円	平成22年4月2日	昭和54年10月1日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月29日	連帯保証人 江戸川区民
92	106,100 円	平成22年4月2日	昭和54年11月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月15日	連帯保証人 江戸川区民
93	82,200 円	平成22年4月2日	昭和55年4月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月1日	連帯保証人 江戸川区民
94	85,000 円	平成22年4月2日	昭和55年6月11日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月1日	連帯保証人 江戸川区民
95	106,200 円	平成22年4月2日	昭和55年7月17日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月1日	連帯保証人 江戸川区民
96	85,200 円	平成22年4月2日	昭和56年4月1日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月29日 平成21年6月29日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
97	92,300 円	平成22年4月2日	昭和56年4月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月22日	連帯保証人 豊島区民
98	96,000 円	平成22年4月2日	昭和56年5月14日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成9年1月22日 平成21年6月3日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
99	64,900 円	平成22年4月2日	昭和56年6月29日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月3日	連帯保証人 江戸川区民
100	81,200 円	平成22年4月2日	昭和56年11月11日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月11日	連帯保証人 墨田区民
						1

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金

担当	部 诛 生活振	段興部地域振興課				No. 8
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した! 事由	事由等	備考
101	106,300 円	平成22年4月2日	昭和57年2月6日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月3日	連帯保証人 江戸川区民
102	42,400 円	平成22年4月2日	昭和57年2月25日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月5日	債務者 江戸川区民
103	101,000 円	平成22年4月2日	昭和57年3月3日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月5日	債務者 江戸川区民
104	106,300 円	平成22年4月2日	昭和57年6月4日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年8月17日	連帯保証人 江戸川区民
105	43,600 円	平成22年4月2日	昭和57年6月28日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月12日	債務者 江戸川区民
106	143,700 円	平成22年4月2日	昭和57年8月3日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月16日	連帯保証人 練馬区民
107	106,100 円	平成22年4月2日	昭和57年9月29日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月25日	連帯保証人 江戸川区民
108	86,100 円	平成22年4月2日	昭和57年11月25日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月18日	連帯保証人 松戸市民
109	106,000 円	平成22年4月2日	昭和58年1月31日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月5日	債務者 江戸川区民
110	106,300 円	平成22年4月2日	昭和58年2月5日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成6年10月31日 平成6年10月31日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
111	101,000 円	平成22年4月2日	昭和58年3月4日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月16日 平成21年6月16日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
112	101,000 円	平成22年4月2日	昭和58年3月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月12日	連帯保証人 江戸川区民
113	59,200 円	平成22年4月2日	昭和58年5月12日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月15日	連帯保証人 江戸川区民
114	127,700 円	平成22年4月2日	昭和58年10月18日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成4年5月9日	債務者 江戸川区民
115	102,000 円	平成22年4月2日	昭和58年12月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月9日	連帯保証人 江戸川区民
116	55,600 円	平成22年4月2日	昭和59年1月13日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年12月2日	債務者 江戸川区民
117	95,600 円	平成22年4月2日	昭和59年1月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年12月2日	連帯保証人 江戸川区民
118	106,300 円	平成22年4月2日	昭和59年5月7日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月2日	債務者 江戸川区民
119	106,300 円	平成22年4月2日	昭和59年7月2日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月7日	債務者 江戸川区民
120	10,100 円	平成22年4月2日	昭和59年7月7日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民

3 T	_
NI.	()
13()	\sim

1보 크	市 亲 生佔恢	(興部)地域振興課				No. 9
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した! 事由	事由等	備考
121	159,400 円	平成22年4月2日	昭和59年8月10日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	昭和62年7月17日	債務者 江戸川区民
122	79,800 円	平成22年4月2日	昭和59年9月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成8年5月31日	連帯保証人 江戸川区民
123	45,300 円	平成22年4月2日	昭和59年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成7年8月7日	債務者 江戸川区民
124	69,700 円	平成22年4月2日	昭和59年11月5日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年12月2日	連帯保証人 墨田区民
125	85,000 円	平成22年4月2日	昭和59年11月26日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月3日	連帯保証人 江戸川区民
126	106,100 円	平成22年4月2日	昭和59年12月27日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年6月30日	連帯保証人 江戸川区民
127	46,200 円	平成22年4月2日	昭和60年2月14日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成17年2月15日	債務者 江戸川区民
128	106,300 円	平成22年4月2日	昭和60年3月1日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成8年11月30日	連帯保証人 江戸川区民
129	92,700 円	平成22年4月2日	昭和60年4月3日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月20日	連帯保証人 江戸川区民
130	68,500 円	平成22年4月2日	昭和60年4月18日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成4年12月15日	債務者 江戸川区民
131	143,600 円	平成22年4月2日	昭和60年6月7日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月21日	債務者 江戸川区民
132	159,500 円	平成22年4月2日	昭和60年7月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月21日	連帯保証人 江戸川区民
133	84,900 円	平成22年4月2日	昭和60年7月15日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月10日	連帯保証人 江戸川区民
134	105,700 円	平成22年4月2日	昭和60年11月6日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月1日	連帯保証人 江戸川区民
135	84,000 円	平成22年4月2日	昭和61年6月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月23日	債務者 江戸川区民
136	125,100 円	平成22年4月2日	昭和61年10月21日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年5月25日	連帯保証人 江戸川区民
137	166,400 円	平成22年4月2日	昭和61年11月27日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成20年7月30日	連帯保証人 江戸川区民
138	106,816 円	平成22年4月2日	昭和62年3月17日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成11年5月1日	連帯保証人 江戸川区民
139	76,200 円	平成22年4月2日	昭和62年3月23日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月27日	連帯保証人 江戸川区民
140	54,100 円	平成22年4月2日	昭和62年5月6日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月21日	連帯保証人 茂原市民

担当	部 課 生活振	長興部地域振興課				No.10
番号	債権の額	放棄決定日		放棄した	事由等	/#: +z.
	2	.,.,	債権発生日	事由		備考
141	155,000 円	平成22年4月2日	昭和62年6月29日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月21日	債務者 江戸川区民
142	70,700 円	平成22年4月2日	昭和62年8月4日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月21日	債務者 江戸川区民
143	101,500 円	平成22年4月2日	昭和62年12月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月27日	連帯保証人 世田谷区民
144	78,200 円	平成22年4月2日	昭和63年4月5日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年8月4日	債務者 江戸川区民
145	155,200 円	平成22年4月2日	昭和63年8月2日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年8月3日	債務者 江戸川区民
146	82,700 円	平成22年4月2日	昭和63年8月9日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月23日	債務者 江戸川区民
147	124,200 円	平成22年4月2日	昭和63年12月12日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年7月24日	債務者 江戸川区民
148	155,100 円	平成22年4月2日	平成元年3月16日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年12月2日	債務者 江戸川区民
149	94,200 円	平成22年4月2日	平成元年6月20日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成8年9月25日 平成12年11月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
150	104,400 円	平成22年4月2日	平成元年8月14日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成15年10月10日	債務者 江戸川区民
151	48,800 円	平成22年4月2日	平成元年12月5日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年8月3日	債務者 江戸川区民
152	191,600 円	平成22年4月2日	平成2年10月17日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 時効(条例第14条第1項第3号)	平成14年1月10日 平成21年8月27日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 葛飾区民
153	206,800 円	平成22年4月2日	平成2年12月12日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成14年8月31日	連帯保証人 江戸川区民
154	64,000 円	平成22年4月2日	平成3年3月11日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年4月2日	債務者 江戸川区民
155	206,800 円	平成22年4月2日	平成3年6月18日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月11日	連帯保証人 江戸川区民
156	206,700 円	平成22年4月2日	平成3年6月24日	時効(条例第14条第1項第3号) 破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成21年8月20日 平成11年12月8日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
157	104,800 円	平成22年4月2日	平成3年7月1日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月3日	債務者 江戸川区民
158	102,600 円	平成22年4月2日	平成4年3月9日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年4月2日	債務者 江戸川区民
159	196,400 円	平成22年4月2日	平成4年5月12日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成14年5月12日	連帯保証人 墨田区民
160	135,300 円	平成22年4月2日	平成4年5月14日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成10年10月12日	連帯保証人 江戸川区民

1보 크	市 珠 生佔恢	與部地域振興孫				No.11
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した。 事由	事由等	備考
161	263,600 円	平成22年4月2日	<u>賃権発生日</u> 平成4年5月29日			頒名 債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
162	91,300 円	平成22年4月2日	平成4年7月27日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成11年1月15日	連帯保証人 江戸川区民
163	206,500 円	平成22年4月2日	平成4年8月12日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成5年12月16日	債務者 江戸川区民
164	70,500 円	平成22年4月2日	平成4年10月5日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年10月10日	連帯保証人 江戸川区民
165	19,700 円	平成22年4月2日	平成4年12月10日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成15年7月26日	債務者 江戸川区民
166	134,600 円	平成22年4月2日	平成4年12月17日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成19年5月9日	債務者 江戸川区民
167	185,600 円	平成22年4月2日	平成4年12月21日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成7年1月5日	債務者 江戸川区民
168	175,400 円	平成22年4月2日	平成5年2月8日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成9年11月21日	債務者 江戸川区民
169	205,700 円	平成22年4月2日	平成5年4月27日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成18年2月8日	債務者 江戸川区民
170	164,700 円	平成22年4月2日	平成5年6月24日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成7年7月18日 平成7年7月18日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江東区民
171	97,400 円	平成22年4月2日	平成5年11月30日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成21年9月7日	連帯保証人 江戸川区民
172	103,400 円	平成22年4月2日	平成6年1月19日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成10年12月22日 平成10年3月12日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 荒川区民
173	94,300 円	平成22年4月2日	平成6年2月22日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成18年9月6日	連帯保証人 江戸川区民
174	103,700 円	平成22年4月2日	平成6年5月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成19年8月5日	債務者 江戸川区民
175	54,900 円	平成22年4月2日	平成6年8月30日	時効(条例第14条第1項第3号) 破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成21年11月5日 平成15年7月8日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
176	20,468 円	平成22年4月2日	平成6年9月30日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成16年11月26日	連帯保証人 江戸川区民
177	268,100 円	平成22年4月2日	平成6年10月7日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成14年6月14日	債務者 江戸川区民
178	308,200 円	平成22年4月2日	平成7年5月15日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成16年6月16日	債務者 江戸川区民
179	147,500 円	平成22年4月2日	平成8年7月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成16年2月17日	債務者 江戸川区民
180	72,800 円	平成22年4月2日	平成9年8月27日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成11年4月28日	債務者 江戸川区民

番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事由等	
笛万	1月1年リ76日		債権発生日	事由	備考
181	348,900 円	平成22年4月2日	平成10年11月10日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成11年10月5日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成17年4月28日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 松戸市民
182	289,700 円	平成22年4月2日	平成11年1月27日		債務者 江戸川区民 連帯保証人 品川区民
183	170,900 円	平成22年4月2日	平成11年10月19日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年1月4日	債務者 江戸川区民
184	257,800 円	平成22年4月2日	平成11年11月26日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成16年5月28日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成13年11月6日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
185	178,400 円	平成22年4月2日	平成12年8月8日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成15年2月27日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成14年9月10日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 江戸川区民
186	216,000 円	平成22年4月2日	平成12年10月12日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成19年3月7日	連帯保証人 佐倉市民
187	227,100 円	平成22年4月2日	平成13年5月21日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成17年2月17日	債務者 江戸川区民
小計	14,486,284 円				

番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事	事由等		
笛勺	頃惟り領	以来 人足口	債権発生日	事由			備考
1	162,882 円	平成22年4月2日	昭和46年6月15日	破産免責(条例第14条第1項第2号)	平成15年2月11日	債務者	江戸川区民
2	144,771 円	平成22年4月2日	昭和47年6月20日	時効(条例第14条第1項第3号)	平成18年7月17日	債務者	江戸川区民
3	211,057 円	平成22年4月2日	昭和47年9月16日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)		債務者 連帯保証人	江戸川区民 江戸川区民
4	383,800 円	平成22年4月2日	昭和52年9月8日	時効(条例第14条第1項第3号) 時効(条例第14条第1項第3号)		債務者 連帯保証人	江戸川区民 江戸川区民
小計	902,510 円						

担 当 部 課 生活振興部産業振興課

担当	部 珠 生活振	英興部座業振興課			No.14
番号	債権の額	放棄決定日	債権発生日	放棄した事由等	備考
1	183,876 円	平成22年3月29日	平成10年10月1日	#四 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年11月11	
2	800,424 円	平成22年3月29日	平成10年10月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年6月27	日 債務者 江戸川区内株式会社
3	2,911,294 円	平成22年3月29日	平成10年10月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年4月30	日 債務者 江戸川区民
4	5,367,766 円	平成22年3月29日	平成10年10月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成12年5月26	日 債務者 江戸川区内株式会社
5	84,930 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年10月7	日 債務者 江戸川区民
6	564,994 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年2月2	日 債務者 江戸川区内株式会社
7	847,510 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年9月11	日 債務者 江戸川区内株式会社
8	894,596 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年8月28	日 債務者 江戸川区内株式会社
9	1,025,854 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年6月12	日 債務者 江戸川区内株式会社
10	1,553,800 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年4月23	日 債務者 江戸川区内有限会社
11	1,774,220 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成19年1月16	日 債務者 江戸川区内有限会社
12	2,186,602 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年7月8	目 債務者 江戸川区民
13	2,636,778 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年1月9	日 債務者 江戸川区内有限会社
14	3,192,383 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年11月26	1日 債務者 江戸川区民
15	3,325,233 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年1月29	日 債務者 江戸川区内有限会社
16	3,353,355 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年6月12	日 債務者 江戸川区内株式会社
17	3,477,667 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年5月14	日 債務者 江戸川区内株式会社
18	4,755,648 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年8月6	日 債務者 江戸川区民
19	5,226,508 円	平成22年3月29日	平成10年11月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成18年10月3	日 債務者 江戸川区内株式会社
20	328,401 円	平成22年3月29日	平成10年12月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成21年1月23	日 債務者 江戸川区内有限会社

債権の名称 江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金

担 当 部 課 生活振興部産業振興課

No.15	
青考	
川区内株式会社	
川区内株式会社	

番号	番号 債権の額 放棄決定日			放棄した事由等			
笛勺	貝催り強	以来 人足口	債権発生日	事由	備考		
21	3,625,584 円	平成22年3月29日	平成10年12月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年2月14日	債務者 江戸川区内株式会社		
22	3,766,842 円	平成22年3月29日	平成10年12月1日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成20年2月14日	債務者 江戸川区内株式会社		
小計	51,884,265 円						

債権の名称 江戸川区景気対策特別資金融資

担当	旦 当 部 課 生活振興部産業振興課 No.16								
番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事由等					
笛勺	貝催り領	以来 伙足口	債権発生日	事由		備考			
1	817,976 円	平成22年3月29日	平成14年8月1日			債務者 江戸川区内有限会社 連帯保証人 江戸川区民	-		
2	4,745,349 円	平成22年3月29日	平成14年10月22日		三8月29日	債務者 江戸川区内株式会社 連帯保証人 江東区民	-		
小計	5,563,325 円								

債権の名称 江戸川区療養出産資金貸付金 担 当 部 課 福祉部福祉推進課

担当	担 当 部 課 福祉部福祉推進課 图 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2								
番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事由等					
田力	貝化の切り	灰来 沃足 1	債権発生日	事由	備考				
1	386 000 🖽	平成22年3月30日	平成8年1月17日		債務者 江戸川区民				
1	300,000 1	//X22 + 0/100 H	7,00十1/111日	生活困窮(条例第14条第1項第1号) 平成19年1月6日	連帯保証人 葛飾区民				
小計	386,000 円								
√1.□1	500,000 []								

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金

担当	担 当 部 課 福祉部すこやか熟年課 №.18								
番号	債権の額	放棄決定日		放棄した事由等					
笛勺	貝催り破	以来 伙足口	債権発生日	事由	備考				
1	926,591 円	平成22年3月31日	昭和57年11月26日	破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成18年10月4日 破産免責(条例第14条第1項第2号) 平成18年4月26日	債務者 江戸川区民 連帯保証人 国立市民				
小計	926,591 円			30					

債権の名称 江戸川区街づくり推進に伴う移転資金貸付金担当部課 土木部庶務課

番号	債権の額 放棄決定日			放棄した事由等	
留り	貝惟が強	以来 人足口	債権発生日	事由	備考
1	581,220 円	平成22年4月7日	平成4年11月24日	時効(条例第14条第1項第3号) 平成18年11月30日 時効(条例第14条第1項第3号) 平成18年11月30日	
小計	581,220 円				